

添付図書一覧表（耐震診断結果の報告）

報告に必要となる図書	
共通図書	
付近見取図（省令第33条第1項第1号の表に定める事項を明示）	
配置図（省令第33条第1項第1号の表に定める事項、EXP. Jの位置を明示）	
各階平面図（ 〃 ）	
外観写真	
確認済証及び検査済証の写し（これまで交付されたものすべて）	
建築物状況確認書	
建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類	
耐震診断を行った部分	
平成25年11月25日以降に着手	平成25年11月24日以前に着手
耐震診断結果表	
耐震診断の評価書の写し	—
—	耐震診断結果確認書
耐震診断の実施者の資格が確認できる書類（建築士免許証など）	
耐震診断の実施者が登録資格者講習を修了したことを確認できる書類	—
—	耐震診断に着手した日付が確認できる書類（契約書など）
耐震改修を行った部分	
平成25年11月25日以降に着手	平成25年11月24日以前に着手 ^{※1}
耐震診断結果表	
耐震改修計画の評価書の写し	—
—	耐震診断結果確認書
耐震改修計画の策定者の資格が確認できる書類（建築士免許証など）	
耐震改修計画の策定者が登録資格者講習を修了したことを確認できる書類	—
工事実施確認書	
工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類（建築士免許証など）	
—	耐震改修に着手した日付が確認できる書類（契約書など）
新耐震基準^{※2}に適合する部分	
増築等の工事に係る確認済証等及び検査済証の写し（再掲）	
増築等の工事に係る確認済証等及び検査済証の写し（再掲）	
委任状^{※3}	

※1 耐震改修計画の策定に着手した日が、平成25年11月24日以前である場合に適用されます。

※2 昭和56（1981）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準のこと。

※3 申請者から委任を受けた方が申請を行う場合に限り必要です。

なお、委任を受けたものの所属する事務所名（電話番号を含む）、事務所の別（行政書士事務所、一級建築士事務所等）、代理者の氏名及び身分（行政書士、一級建築士等）を記入し押印してください。

委任状に押印のある印鑑は、認定通知書をお渡しする時等に持参いただく必要がありますので、ご注意ください。